

委託契約書に含まれるべき事項の追加について

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

廃棄物処理法の改正に伴い、委託契約書の適正処理に必要な情報に関する事項が 2026 年 1 月 1 日に追加されます。

これに伴い、当連合会発行の「産業廃棄物処理委託契約書の手引（令和 4 年 9 月）」に掲載している委託契約書標準様式について、一部内容を追加します。また、あわせて「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（WDS ガイドライン）関連の内容を変更します。

【追加内容】

①標準様式 1～標準様式 3 の一部（下線部が追加内容）

○改訂条文		
第 3 条第 1 項	カ	石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
第 3 条第 1 項	キ	<u>委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する第 1 種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第 2 項に規定する第 1 種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合</u>
第 3 条第 1 項	ク	その他取扱いの注意事項
(参考) 現行条文		
第 3 条第 1 項	カ	石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
第 3 条第 1 項	キ	その他取扱いの注意事項

②標準様式 4 の「適正処理に必要な情報」の記載欄

産業廃棄物処理委託契約約款第 3 条第 1 項に基づく委託業務の内容 (4) の「適正処理に必要な情報」の記載欄の記載項目の中に次の項目を追加する。 ・第一種指定化学物質の有無、並びに当該物質の名称及び量又は割合

【変更内容】

- ① WDSガイドラインが新たに発行され、「第2版」から「第3版」となりました。これに伴い、標準様式に版の記載がある下記の箇所を読み替えてください。

- ・標準様式1 産業廃棄物収集・運搬委託契約書 第3条第1項／P6
- ・標準様式2 産業廃棄物処分委託契約書 第3条第1項／P12
- ・標準様式3 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書 第3条第1項／P18
- ・標準様式4 産業廃棄物処理委託契約書 第3条第2項(1)／P27

- ② WDSガイドラインに含まれる「廃棄物データシート」(WDS)が下記のとおり、新しくなりましたので差し替えてください。

掲載 URL: <https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

※環境省のサイトに移動します。

※エクセルファイルの形で使用できます。リンク先の「WDS 様式 (第3版)」からダウンロードしてください。

＜表＞		＜表＞	
廃棄物データシート(WDS) ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。 ※3 一項目に於いて、一様化してください。			
1	排出事業者の名称等	2	廃棄物の名称
3	廃棄物の発生工程	4	工程等番号
5	廃棄物の種類	6	廃棄物の成分
7	廃棄物の性状・成分情報	8	その他の成分
9	有害性	10	物理的性状
11	品質安定性	12	性状
13	排出量	14	特別注意事項
15	その他の情報	16	その他の情報

出典：環境省